

〈 論 説 〉

## スポーツ仲裁判断の執行可能性について

清水 宏

### 一 はじめに

オリンピックに代表されるスポーツの世界は、古代オリンピック競技大会が戦争状態を一時停止させて行われたとされており、また、近代オリンピックもオリンピック憲章1条1項において「平和でより良い世界の構築」に貢献することをオリンピック・ムーブメントの目的としており、紛争とは対極にあるものとのイメージがないわけではない。また、勝敗をめぐる競技審判者の権威が尊重される限りにおいて、第三者の判断による解決を必要とするような紛争は生じないようにも思われる。もっとも、たとえば、現実には、プロスポーツにみられるように競技審判者の判断の正誤をめぐる選手間、あるいは、選手と協議審判者との間で争いになることがある。また、スポーツ選手の地位が向上するとともに、国家や団体の代表となることを望む者が増えた結果、代表選手の選考競争が激化し、選考結果の正当性をめぐって争いになることも増大している。

こうした問題を法的な紛争としてとらえることについて、かつての日本では、いささか消極的な傾向があった。その理由としては、①日本のスポーツが学校における体育の延長としてとらえられてきた歴史があり、スポーツに携わることを自らの独立した権利として認識する意識が希薄であったこと、②いわゆるスポーツマンシップが過度に強調され、スポーツにおいて選手が権利主張をすることを宜しとしない風潮があったこと、③特定のスポーツを統括管理する競技団体が広範な裁量権・絶対的権限を有していたため、選手が自己の不利

益を回避するために権利主張を自制せざるを得ない状況があったこと、などが指摘されている<sup>(1)</sup>。

しかしながら、現代社会においては複数のスポーツでプロ化が行われ、アマチュア時代の競技者と競技団体の関係に、観客や支援者という新たな要素が加わることとなり、そうした言わば第三者を満足させるために、勝利の追求に他律的な要素が加わるようになってきている。また、スポーツそのものの地位が単なる体育ではないとみられるようになり、スポーツに携わる者が、スポーツに携わること自体を自らの権利として認識するようになり、社会的にもそれを当然のことと認める傾向が高まっている<sup>(2)</sup>。さらに、これらのことと相まって、競技団体による補助金の不正利用や指導者による体罰といった問題に対して厳しい目が向けられるようになり、競技団体に対してコンプライアンスが求められるなどスポーツに関する問題が法的な問題として広く社会に認識されるようになってきている<sup>(3)</sup>。こうしたことを背景に、スポーツをめぐる紛争について、あ・うんの呼吸で、良く言えば円満に、悪く言えばブラックボックスの中で解決するのではなく、中立第三者による公正な判断による解決というものが強く求められるようになってきている。代表選手の選考に関する競技団体の判断、競技における選手による不正の有無、競技における勝敗の判定等をめぐる疑義等に関する問題は、まさに競技団体の内部統制が正しく機能していない結果生じることもあれば、事実関係やルールについて競技者自身が思い違いをしている場合もあろう。しかしながら、上部団体の一方的な決定や当事者間の話し合いで解決しない場合には競技者を含めた関係者、ひいては当該スポーツに関心を有する国民に不満が残り、スポーツをめぐる環境を悪化させかねない。したがって、スポーツ界のインフラストラクチャーとして、スポーツに関して公正な紛争解決機構が保障される必要があるのである<sup>(4)</sup>。

ところで、こうしたスポーツに関する紛争については、そもそもスポーツというものは、少なくともわが国においては法で規制される問題ではない<sup>(5)</sup>とみられてきたこともあり、そこで生じる紛争も法律問題ではないとみられる傾向があった<sup>(6)</sup>。そのためか、たとえば代表選手の選考等に関して公に不満を表明

する競技者は若干存在したが、裁判所のような中立第三者の判断を仰ぐことまで求めることはあまりみられなかった<sup>(7)</sup>。

こうした状況に一石を投じたのが、2000年シドニー・オリンピックに関する水泳競技の代表選手選考に際して、スポーツ仲裁裁判所（CAS: Court of Arbitration for Sport）<sup>(8)</sup>に救済を求めた千葉すず選手であった。千葉選手の事件では、選考過程は公正であったとして申立ては退けられた<sup>(9)</sup>ものの、この件をきっかけとして、日本においてスポーツに関する紛争を中立第三者が解決する仕組みとしてのスポーツ仲裁制度が脚光を浴びるようになった<sup>(10)</sup>。そして、その後2003年には、日本スポーツ仲裁機構（JSA: Japan Sports Arbitration Agency）<sup>(11)</sup>が設立されている。このようにして、日本においても、スポーツをめぐる紛争を、中立第三者が公正な判断によって解決する仕組みが整備されてきている。

もっとも、現実の運用に際しては、残念ながら問題がないでもない。一つは、そもそも仲裁という制度が、当事者の合意に基礎を置く自主的な紛争解決制度である<sup>(12)</sup>ため、スポーツ仲裁手続を開始するにあたり、当事者間の合意が必要であるが、理解不足のためか、特に競技団体の側でこうした合意を拒絶する傾向がある。これについては、スポーツ仲裁制度の意義がより一般的に理解されるようになれば解消に向かうのではないかと期待されるところであり、また、日本スポーツ仲裁機構では、自動応諾条項を競技団体の規約等に定めることを勧奨するなどの努力を行っている<sup>(13)</sup>。

今一つは、仮にスポーツ紛争に関して仲裁による解決を行うことに当事者が合意し、仲裁判断において解決の方向性が示されることになったにもかかわらず、当事者の一方が任意の履行を拒む場合の対処である。不利な判断がなされた方の当事者がそれを不服として、仲裁判断の任意履行を拒むような場合に、当該仲裁判断に基づく強制執行を行うことの可否が問題となる。仲裁を含めたADRにおいて執行力が認められることは、その利用の促進にとって重要なポイントであり<sup>(14)</sup>、入り口としての仲裁合意の問題と並んで、出口に当たる仲裁判断の執行ということが確保されることが、今後のスポーツ仲裁制度の振興に

とってはきわめて重要である。

そこで、本稿ではこうした認識の下に、スポーツ仲裁における仲裁判断に基づいて強制執行を行うことの可否について検討することを目的とするものである。

## 二 仲裁判断の承認・執行

### 1 債務名義としての仲裁判断

わが国において強制執行を申し立てるためには、民事執行法22条により債務名義が必要とされるところ、その6号の2では、「確定した執行決定のある仲裁判断」を債務名義として掲げている。すなわち、仲裁判断はそれだけでは債務名義として認められず、さらに国家の設営する裁判所により執行決定がなされる必要がある〔仲裁法（以下、仲裁とする。）45条1項ただし書き〕。

そもそも、仲裁合意に基づいて仲裁人の行う仲裁判断には、承認のための特別の手続なくして確定判決と同一の効力が認められる（仲裁45条1項本文）ため、そこに執行力が含まれると解する限りにおいて<sup>(15)</sup>、仲裁判断に基づいて強制執行を行うことは可能である。もっとも、仲裁というものが、民事上の紛争解決を裁判官ではなく、私人である仲裁人の判断に委ねるものであり、仲裁判断をそのまま国家の司法権の発動の基礎とすることには問題がないでもない<sup>(16)</sup>。また、仲裁判断に法定の取消事由が存在する場合には、裁判所の取消決定によって取り消される（仲裁44条1項）可能性もある<sup>(17)</sup>。そこで、強制執行を行う前に、仲裁判断の成立過程や内容について、一定の規準を定め、仲裁判断に基づく強制執行を是認できるか否かを裁判所によって判断させるべきものとしたものである。

したがって、仲裁判断に基づいて強制執行を行う場合には、大前提として、確定判決と同一の効力の認められる仲裁判断であって、かつ、強制執行に親しむ具体的な給付請求権を宣言したものであることが必要である<sup>(18)</sup>。そして、これに当該仲裁判断に基づいて強制執行を許す旨の執行決定がなされ、それが確定し、仲裁判断と合体<sup>(19)</sup>することで初めて、これに執行力を付与するのが合理

的であるとされる債務主義として認められることになるのである。

## 2 国内仲裁判断と外国仲裁判断

ところで、仲裁というものが、基本的には国家の裁判権を離れた私人による紛争解決であるとされるものの、たとえばその承認・執行を行う場合などには、どうしても国家ないしは国家法とのかかわりを否定できるものではない。すなわち、どの法域とも関連しない法的真空とでもいうべき中にあるのは、仲裁は機能しえないのである。そのためにも、仲裁を国内仲裁と外国仲裁とに分け、仲裁と連結されるべき法域を特定することが行われている<sup>(20)</sup>。

この点について、わが国の仲裁法では、世界各国で採用されているUNCITRAL (国連国際商取引委員会) モデル法に従い、日本国内に仲裁地があるか否かを基準として国内仲裁判断と外国仲裁判断とを分け、前者についてのみ仲裁法の適用があるものとしている (仲裁1条・3条1項)。そこで、たとえば、上述した日本スポーツ仲裁機構の行った仲裁判断については、東京を仲裁地としている<sup>(21)</sup>ことに鑑みれば、わが国との関係では国内仲裁判断となろう。これに対して、スポーツ仲裁裁判所の行った仲裁判断は仲裁地をスイスのローザンヌとしている<sup>(22)</sup>ことに鑑みると、わが国との関係では外国仲裁となろう<sup>(23)</sup>。

## 3 仲裁判断の承認・執行手続

### (1) 国内仲裁判断

わが国の仲裁法に従って仲裁判断に基づく強制執行をしようとする者は、仲裁手続の被申立人を債務者として、裁判所に対して執行決定<sup>(24)</sup>を求めることができる (仲裁46条1項)。繰り返しになるが、仲裁判断は、国家の裁判権に基づかない私人による判断であるため、その法的な効力、すなわち確定判決と同一の効力を認め、わが国の法秩序に組み入れるためには、原則として承認が必要となる<sup>(25)</sup>。もっとも、この承認については、外国判決の場合と同様に自動承認制度を採用しており、承認拒絶事由がない限り、何らの特別の手続を踏むこ

となく承認される。そして、裁判所は、適式な仲裁判断について承認拒絶事由があると認められないときは（同8項・9項）、執行決定をしなければならない（同7項）ため、実際にはこの執行決定手続において承認の有無が裁判をもって明らかにされることになる<sup>(26)</sup>。

管轄を有するのは、当事者が合意により定めた地方裁判所、仲裁地を管轄する地方裁判所、被申立人の普通裁判籍所在地の外、差押可能な債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所のいずれかであり（同4項）、申立人が選択して申立てを行うことになる。

申立人となるのは、仲裁判断において給付請求権を有すると認められたものであり、給付義務者とされた者が被申立人となる。また、承継人等仲裁判断の効力が拡張される第三者も申立人または被申立人となり得る<sup>(27)</sup>。

申立てに際しては、仲裁判断の写し、その写しの内容が仲裁判断書原本と同一であることを証明文書、そして、外国語による仲裁判断書については日本語翻訳文を提出しなければならない（同2項）。

手続については、特別の定めがある場合を除いて、民事訴訟法および民事訴訟規則の規定が準用される（仲裁10条・11条、仲裁関係事件手続規則1条）。審理に際しては、口頭弁論又は当事者双方の立ち会うことのできる審尋の期日を経なければならない（仲裁46条10項・44条5項）。これは、本来、執行判決制度によっていたものを、上述のように執行決定制度とした経緯に鑑み、手続保障に配慮したものである<sup>(28)</sup>。審理の対象は、適式な仲裁判断の成立（仲裁39条・38条）および仲裁判断の承認・執行拒絶事由のみであり、請求権の存否についての仲裁廷の判断内容や執行機関の執行行為の要否は含まれない<sup>(29)</sup>。

具体的な承認・執行拒絶事由としては、①当事者の属人法による無能力（仲裁45条2項1号）、②当事者の指定した仲裁準拠法による仲裁合意の無効（同2号）、③仲裁人の選任又は仲裁手続で当事者に必要な通知がなされなかったこと（同3号）、④当事者が仲裁法上必要とされる通知を受けなかったことのほか、手続において自己の主張・立証の機会を十分に与えられなかったこと（同4号）、⑤仲裁合意の範囲外の事項又は仲裁手続における申立ての範囲を超

える事項について判断がなされたこと (同5号)、⑥仲裁人の選任、仲裁廷の構成、仲裁手続について仲裁地法における仲裁手続に関する法令又はその法令の強行法規に反しない旨の合意がある場合に、当該合意に反するとき (同6号)、⑦仲裁地法によってもしくは仲裁手続の準拠法が仲裁地法以外であるときは当該準拠法によって仲裁判断が確定しない場合、または仲裁判断が準拠法国の判断機関によって取り消されもしくは効力を停止された場合 (同7号)、⑧仲裁手続における申立てが日本の法令によれば仲裁可能性を有しない紛争に関するものであること (同8号)、⑨仲裁判断の内容が、日本における公序良俗に反すること (同9号) の9つである。

そして上述のように、裁判所は、適式な仲裁判断について、承認・執行拒絶事由のいずれかがあると認めるときは、執行決定の申立てを却下することができ (仲裁46条8項)<sup>(30)</sup>、それ以外の場合には執行決定をしなければならない (同7項)。この執行決定においては、当該仲裁判断に基づく強制執行を許す旨を宣言することになる (同1項)。この執行決定が確定したときに、上述のように、債務名義としての確定した執行決定のある仲裁判断が成立することになる。

## (2) 外国仲裁判断

上述のように、日本の国内法である仲裁法は、基本的に国内仲裁手続を対象とするものである。しかしながら、仲裁判断の承認・執行に関しては、仲裁地が日本国内にあるか否かを問うておらず (仲裁45条1項)、外国法を準拠法としているか否かも問うておらず (仲裁45条2項2号、3号、6号、7号など)、外国仲裁手続における仲裁判断も対象としていると解されている (3条3項・45条1項参照)<sup>(31)</sup>。その根底には、繰り返しになるが、私人による判断という点では国内仲裁判断も外国仲裁判断も本質的に異なるものではないという考慮が働いていると解される<sup>(32)</sup>。

もっとも、外国仲裁判断に関しては、1958年外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約のような多国間条約や、1953年日本国とアメリカ合衆国との友好通商航海条約のような二国間条約が多数存在する<sup>(33)</sup>。こうした条約が



存する限りにおいては、条約の誠実な遵守が憲法上の要請（憲法98条2項）であることに鑑み、条約が国内法に優先して国内法的効果を認められる結果、内国法である仲裁法は、条約に抵触する限度で実質上修正を受けることになる<sup>(34)</sup>。とはいえ、わが国の仲裁法はUNCITRALモデル仲裁法に準じており、また、上述した仲裁判断の承認・執行に関する仲裁法45条および46条は、ニューヨーク条約3条および5条の承認・執行拒絶事由をほぼそのままのかたちで取り込んだものであり<sup>(35)</sup>、基本的には国内仲裁判断のそれと大きく変わるものではない。

これに対して、外国仲裁判断の承認・執行に関する多国間条約または二国間条約の適用を受けない仲裁判断については、それが、わが国際私法上準拠すべき法に従い、有効な仲裁合意に基づき有効適法な仲裁手続により確定的に成立したものであるときには、仲裁法45条および46条の適用が認められ、わが国の仲裁法に基づいて承認・執行することができると解する<sup>(36)</sup>。

### 三 スポーツ仲裁判断の執行可能性について

#### 1 スポーツ仲裁判断の承認・執行と仲裁可能性

以上、一部結論を先取りするように承認・執行の手続について説明したことを前提として、ようやく本題である日本におけるスポーツ仲裁判断の執行可能性について検討する。

スポーツ仲裁における仲裁判断を、上述した日本の仲裁法に定める手続により承認・執行する場合、仲裁法45条8号の定める「仲裁手続における申立てが日本の法令によれば仲裁可能性を有しない紛争に関するものであること」に該当するか否かが問題となりうる。というのは、仲裁合意を「既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を1人又は2人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意」と定義し（仲裁2条1項）、そして、その効力についても、「仲裁合意は、法令に特段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事紛争を対象とする場合に限り、その効力を有する」としていること（仲裁



13条1項）に鑑みれば、「民事上の紛争」であって、かつ、「当事者が和解をすることができる」紛争である場合に仲裁可能性が認められる<sup>(37)</sup>のであり、多分に非法的な要素を含むスポーツ紛争がここに含まれるか否かが問題となりうるからである。

この民事上の紛争性に関しては、原則としては通常裁判所の裁判権に服する民事訴訟事件を指すものとされる<sup>(38)</sup>。すなわち、当事者間の権利または法律関係の存否、内容等についての意見の対立であって、法律上の争訟（裁判所法3条参照）に該当するものであることが必要であるとされる<sup>(39)</sup>。これは、仲裁判断に確定判決と同一の効力が認められ（仲裁45条1項本文）、これに基づく執行が許されること（仲裁46条）からの帰結である。もっとも、民事訴訟事件についてはいわゆる狭義のそれに限定されなければならない理由はなく、より実質的観点から仲裁可能性を検討すべきである<sup>(40)</sup>。また、法律上の争訟性についても民事訴訟法では法律関係を証する書面の成立の真否を確認する訴訟を例外として許容していること（民事訴訟法134条参照）に鑑みれば、仲裁において例外を一切認めないものではないものと解しても背理ではないであろう<sup>(41)</sup>。さらに、和解可能性に関しては、かつてはその意義をめぐり議論もあった<sup>(42)</sup>が、民法上の和解だけではなく、裁判上の和解が可能である場合も含め、仲裁手続になじむ事項であるか否かなど諸般の事情を考慮に入れ、当事者間における処分が仲裁に適合的であるか否かをもって決すべきである<sup>(43)</sup>。

これらのことに鑑みれば、仲裁可能性は、当事者が合意により紛争を解決することができるか、かつ、そのための解決方法を合意により選択できるかによって判断されるべきものであり、究極的には司法政策的判断によって決せられるべきものと解する<sup>(44)</sup>。

## 2 スポーツ紛争と法律上の争訟性の有無

ところでたとえば、アメリカ<sup>(45)</sup>のように、わが国がスポーツ紛争を解決するための規定を置く国家法を制定している<sup>(46)</sup>のであれば、法律上の争訟性を論じるまでもないのであるが、残念ながら、スポーツ基本法には詳細な規定がな

い<sup>(47)</sup>。そこで、以下ではまず、上述の仲裁可能性の観点から、スポーツ紛争に関する法律上の争訟性の有無を検討してみる。

一般にスポーツ仲裁の対象となるスポーツ紛争については、①競技中の審判の判定に関する紛争、②代表選手選考に関する紛争、③競技者・監督・コーチ等の資格認定や競技団体規則の違反者に対する処分に関する紛争、④競技団体への加入の許否に関する紛争、⑤傘下の競技団体に対する処分に関する紛争、⑥アンチ・ドーピング規則違反の有無に関する紛争、⑦アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁に関する紛争、⑧競技団体の理事等の任命・解任に関する紛争、⑨クラブチームと競技者の年俸、移籍、契約解除等に関する紛争、⑩競技者またはクラブチームとスポンサー企業との間の紛争、⑪スポーツ事故に関連する紛争、⑫競技団体・チーム・競技者等が保有する知的財産権等の侵害に関する紛争などがあるとされる<sup>(48)</sup>。

これらのうち、⑧～⑫については、法律上の争訟性が肯定されることにそれほど異論はないであろう<sup>(49)</sup>。また、⑥および⑦については、わが国がスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約を批准し、発行していることから、国内法と同等の効力が認められることから、法律上の争訟性を肯定してもよいであろう<sup>(50)</sup>。これらに対して、上記①～⑤の紛争については、スポーツという非合法的な観点からの評価が問題となることもあり、法律上の争訟性が問題となり得る。

この点につき、法律上の争訟性を否定する有力な見解がある<sup>(51)</sup>。すなわち、法律上の争訟とは、当事者間の具体的な権利義務または法律関係の存否に関する紛争であって、法律の解釈・適用によって終局的に解決できるもの<sup>(52)</sup>であるところ、私的な競技団体の内部的決定の取消しを求めることなどはこれに該当するものではないとするのである。また、自動車競技において競技審判委員会の決定の取消しを求めた訴えに対して、裁判所が行った法律上の争訟性を否定する判断に対してこの見解が肯定的な評価をしていること<sup>(53)</sup>も、上述の仲裁可能性に対する理解からは、その根拠を構成することになろう。

たしかに、法の解釈・適用といった観念的な作業をその職務の中核におく裁

判官にとっては、主としてそれが要求されることになる事件を処理する場合にこそ、その能力を十分に発揮することができるのであり、スポーツ紛争のような多分に非法的要素を含む事件は対象とするべきではないとの考え方は、理論的には筋が通っているといえよう<sup>(54)</sup>。また、スポーツ紛争の中にはスポーツに関する専門的な知見を必要とするものがあり、鑑定や専門委員を利用してもスポーツの専門家ではない裁判官が適正な判断を下すことが難しいものがある、あるいは、競技大会の期日が迫っている中で緊急に判断を示さなければならないような事件もあり、民事訴訟において要求される重厚な手続保障との関係では柔軟な運営が難しく期日までに判断が出せない場合がある<sup>(55)</sup>などの点に鑑み、民事紛争処理制度における適切な振り分けとして、裁判所における民事訴訟を利用するのではなく、スポーツ仲裁を利用することを強く推奨<sup>(56)</sup>するという文脈では、こうした理解にも首肯すべきところがないわけではない<sup>(57)</sup>。

しかしながら、多くのスポーツが様々なルールに則って行われ、また、多くのスポーツ団体の運営も一定のルールに則って行われている現状に鑑みれば、スポーツ紛争にもルールの解釈・適用によって問題を処理できる側面が存在するのであり、スポーツ紛争だから即、法律上の争訟ではないとするのはいささか形式的にすぎるのではないかと思わざるを得ない。また、わが国の裁判例には、競技団体の決定の当否が問われる事件について損害賠償請求というかたちを採る場合には、法律上の争訟性を認めて本案判決をするものもある<sup>(58)</sup>。すなわち、形式的には損害賠償請求権を前面に押し出しているが、その実質は競技団体の内部的決定の当否が問題となっている<sup>(59)</sup>のであり、その文脈では形式的な法律上の争訟性の有無が決定的な分水嶺であるとはいえないであろう。

したがって、むしろスポーツ紛争の種類ごとに法律上の争訟性を肯定すべきか否かという観点から考察を行うべきである。上記①の紛争については、競技審判が正しくルールに則って判定している限りでは、その評価の当否はルールの解釈・適用によって処理できる問題ではないため、法律上の争訟性は否定されることになろう。これに対して、判定がルールを逸脱して行われている場合には、ルールの枠内で行われたであろう場合との比較において一定の判断が可

能であり、法律上の争訟性を肯定できるものと解する。

また、上記②～⑤の紛争については、競技者と競技団体間や、各競技団体間に契約等の法的関係がある場合には法律上の争訟性を肯定できる<sup>(60)</sup>。これに対して、契約等が存在しない場合であっても、競技団体の決定や処分に基づいて国が団体の運営や選手の育成に関する補助金を支給したり、代表選手として公的に認めたりすること、さらには、そうした決定等が損害賠償制度によって保護される法的利益にかかわる問題であることに鑑みれば、たとえば競技団体と競技者との間には選考等の決定や処分を適正に行うべき信義則上の権利・義務の関係があるとみることができよう。

以上により、競技審判がルールに則って判定をしている場合におけるその当否をめぐるようなスポーツそのものの意義について判断することが問題の中核をなすような紛争を除いて、スポーツ紛争についても法律上の争訟性を肯定することができる<sup>(61)</sup>。

### 3 部分社会の法理との関係

なお、法律上の訴訟性を肯定されるにしても、競技団体の決定をめぐる紛争については、いわゆる部分社会の法理<sup>(62)</sup>との関係で司法審査を否定される可能性もある<sup>(63)</sup>。実際、多くの競技団体が大会等を運営するために自律的な組織運営を行っているのであり、そこでの決定や処分について安易に裁判所に判断を委ねることは、競技団体の自律性を喪失させかねず妥当ではないであろう。その文脈では、スポーツ団体に関して部分社会の法理が適用されること自体を否定すべきではないと解される<sup>(64)</sup>。

しかしながら、団体の自主性・自立性の美名の下に恣意的な運用がなされてはならないのであって、これを防止するためのガバナンスの仕組みを確立することは、競技団体の決定等が部分社会における判断として尊重されるためにも必要である<sup>(65)</sup>。そして、スポーツ仲裁制度はスポーツ界における不可欠のインフラであることに鑑みれば、国家の裁判所は部分社会の外部の存在であるかもしれないが、スポーツ仲裁は部分社会に組み込まれた内部の存在であると位置

づけるべきである。そこで、スポーツ仲裁における仲裁判断を正当なものとしてそのまま国家の裁判所が強制執行することは、部分社会の法理を強化し、団体の自主性・自立性を高め、もって、スポーツ権の確立に寄与するものと解される<sup>(66)</sup>。

したがって、スポーツ仲裁判断について法律上の争訟性が肯定される場合に、部分社会の法理で執行可能性を排除するべきではないと解する。

### 3 執行方法

スポーツ紛争に関する仲裁判断として強制執行が求められることになるようなものとしては、何らかの決定や処分を取り消すことを求めるもの、紛争の対象に関して適当な措置を求めるもの、あるいは、違法な処分や決定に対して損害賠償を求めるものなどが考えられる。

これらの内、決定や処分の取消し、適当な措置の実施などに関しては、いわゆる非代替的作為債務であるから、間接強制の方法で執行が可能であり(民事執行法172条1項)、強制執行になじむものであると解する。また、損害賠償請求については金銭執行(民事執行法第二章第二節参照)が可能であることについては言うを待たず、強制執行になじむものである。

### 4 小括

以上により、スポーツ紛争は原則として、和解可能性のある民事上の紛争であって、仲裁可能性を肯定できるものであると解する。そして、内容的にもスポーツ関係者間における具体的な請求権とそれに対応する義務の関係として把握できるものであると解する。加えて、非代替的作為債務または金銭債務として強制執行になじむものであると解する。したがって、執行決定と合体して債務名義となり得るものであると解する。

## 四 結びにかえて

繰り返しになるが、スポーツ紛争における確定した仲裁判断は、ルールに

則って行われた審判の判定の当否をめぐる紛争におけるものを除いて、執行決定を得ることで債務名義性が認められ、それに基づいて強制執行を求めることができるものと解する。

ただ、現在のように議論のある状況に鑑みれば、スポーツ紛争解決制度を定める国家法の整備は必要かつ急務であると言えよう<sup>(67)</sup>。

なお、今後スポーツ仲裁関係者のご尽力が実を結び、競技者団体や競技者のスポーツ仲裁に対する理解が着実に進めば、仲裁判断の強制執行まで必要とするような事件も減ることになるであろうし、それが望ましいことは言うまでもない。ただ、仲裁判断の不履行の可能性が残る限りにおいて、執行可能性を肯定しておくことは、スポーツ仲裁制度の実効性を確保するという観点から十分に意味のあることであろう。

#### 注

- (1) 多田光毅＝石田晃士＝椿原直編『紛争類型別スポーツ法の実務』（三協法規出版、2014年）〔石田晃士〕2頁。
- (2) アスリートが競技を自らの所属する国家・社会への貢献としてだけでなく、自己表現・自己実現の場としてとらえる発言に対して、好意的な反応が多くみられるようになったと思われる。
- (3) 多田ほか編前掲注1・213頁。
- (4) 道垣内正人「スポーツ仲裁・調停」道垣内正人＝早川吉尚『スポーツ法への招待』（ミネルヴァ書房、2011年）61-62頁。
- (5) 日本においては、1961年にスポーツ振興法が制定されていたが、これは、その3年後に東京オリンピックの開催を控え、国際的な競技力の向上を目指して、スポーツ振興のための国および地方公共団体の採るべき施策を定めたものであり、競技をめぐる紛争解決についてはあまり意識されていなかった。そして、それから50年経って2011年ようやくスポーツ基本法が制定された。このスポーツ基本法の基本的骨格はスポーツ振興法と同様であるが、たとえば、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことがすべての人々の権利であるとした上で、わけでも、5条でスポーツ団体の義務としてスポーツ

に関する紛争の迅速適正な解決を掲げるとともに、15条ではスポーツに関する紛争の迅速適正な解決に必要な施策を講じることが定めるなど、現代のスポーツをめぐる諸問題に関する指針についても言及したものとなっている。もっとも、だからといって、スポーツをめぐる関係がすべて権利または法律関係としてとらえられることになったわけではない。スポーツ基本法を含むわが国のスポーツ法制については、伊東卓「スポーツ法の体系とスポーツビジネス」エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク編『スポーツ法務の最前線』（民事法研究会、2015年）11-19頁参照。

- (6) たとえば、道垣内前掲注4・64頁など。なお、こうした見方についての評価に関しては後述する。
- (7) プロ野球に関しては、いわゆる年俸調停制度を利用して、契約交渉に関して第三者の判断を求める者もいたが、球団やマスコミを含めて異端視される傾向があった。
- (8) スポーツ仲裁裁判所は、国際オリンピック委員会の主導の下に、1984年に設立された、ドーピング違反をめぐる処分に対する不服、競技結果の判定、出場資格の認定等をめぐる紛争について仲裁による裁定を行う第三者機関である。後に、中立性確保のために国際オリンピック委員会から独立して、スポーツ仲裁国際理事会の下に移管され、運用されている。これについては、小寺彰「スポーツ仲裁裁判所」法教213号3頁、小田滋「長野オリンピックにおけるスポーツ関連紛争の解決」ジュリ1127号94頁、小島武司＝猪股孝史『仲裁法』（青林書院、2014年）30-31頁、齋藤健司「CAS及び諸外国のスポーツ仲裁・調停」日本スポーツ法学会年報第15号46-51頁、多田ほか編前掲注1・16-17頁、小川和茂「スポーツ仲裁」法時87巻4号32-33頁、小島武司＝清水宏「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の制定とスポーツ紛争の解決」korean Association of Sports Law (ed.), "The Legal Policy Problems after 2002 World Cup" 2004 International Conference in the Fifth commemoration of the founding Association (2004) p.493, Richard H. McLaren, 'The Court of Arbitration for Sport' in James A.R. Nafziger, Thomas B. Stoel, Stephen F. Ross, and Lewis A. Vovakis (ed.), "Handbook on international sports law" Edward Elgar Publishing (2011), p.33-64, Michael Beloff, Stephan Neltz and Ulrich Haas, 'The Court Of Arbitration For Sport' in Adam Lewis and Jonathan Taylor (ed.), "Sport: Law and Practice" Bloomsbury publishing (2014), pp.1035-1089, Matthew J. Mitten, 'Judicial Review of Olympic



and International Sports Arbitration Awards: Trends and Observations' PEPPERDINE DISPUTE RESOLUTION LAW JOURNAL Vol.10 pp.51-54 (2009) など。

- (9) なお、日本水連が、選手に対して事前に選考基準を明確に告知していれば今回の申立ては回避できたはずであるとして、日本水連に対して、千葉選手の申立て費用1万スイスフラン（当時の日本円で65万円）の補償金の支払いが命じられた。
- (10) グレン・M・ウォン＝川井圭司『スポーツビジネスの法と文化』（成文堂、2012年）9頁、小島＝猪股前掲注8・30頁、など。その後も、サッカーJリーグのドーピング禁止規定違反の処分の取消しをめくり、川崎フロンターレに所属していた我那覇和樹選手がスポーツ仲裁裁判所の判断を求めて申立てをしている。我那覇選手の事件に関しては、上柳敏郎「上訴と仲裁－ドーピング紛争の争訟性－」日本スポーツ法学会年報第16号42-54頁、同「我那覇選手事件とスポーツ仲裁裁判所の裁定」法時80巻9号1-3頁など。
- (11) 日本スポーツ仲裁機構については、道垣内正人「スポーツの発展にスポーツ仲裁が果たす役割とは」ジュリ1446号2-5頁、同「日本スポーツ仲裁機構とその活動」日本スポーツ法学会年報第15号7-44頁、同前掲注4・62-63頁、同「スポーツ仲裁をめぐる若干の論点」仲裁とADR3号79-80頁、小川和茂「スポーツ仲裁制度の概略及びスポーツ仲裁判断の検討」仲裁・ADRフォーラム2号43-44頁、小島＝猪股前掲注8・26頁、グレン＝川井前掲注10・10-11頁、横山経通「スポーツ仲裁制度」エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク編『スポーツ法務の最前線』（民事法研究会、2015年）70-76頁、多田ほか編前掲注1・17頁、小島＝清水前掲注8・493頁など。
- (12) 仲裁の意義については、小島＝猪股前掲注8・1-2頁、山本和彦＝山田文『ADR仲裁法（第2版）』（日本評論社、2015年）307-308頁〔山本和彦〕など。
- (13) これについては、道垣内前掲注4・66-68頁、同前掲注11論点・80-81頁、多田ほか編前掲注1・19-20頁、多田光毅＝石田晃士＝椿原直編『紛争類型別スポーツ法の実務』（三協法規出版、2014年）25-26頁〔椿原直〕、小川前掲注35-36頁など。
- (14) 山本＝山田前掲注12・285頁〔山本和彦〕。
- (15) たとえば、鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法（1）』（第一法規出版、1984年）328頁〔石川明〕、山本和彦＝小林昭彦＝浜秀樹＝白石哲編『新基本法コンメンタール民事執行法』（日本評論社、2014年）52頁〔鶴田滋〕。

- (16) 鈴木=三ヶ月前掲注15・329頁〔石川〕、小島=猪股前掲注8・549頁、中野貞一郎=下村正明『民事執行法』(青林書院、2016年)187頁。
- (17) 鈴木=三ヶ月前掲注15・329頁〔石川〕、松本博之『民事執行法』(弘文堂、2011年)86-87頁、山本=小林=浜=白石編前掲注15・52頁〔鶴田〕など。
- (18) 中野=下村前掲注16・187頁
- (19) 鈴木=三ヶ月前掲注15・331頁〔石川〕、小島=猪股前掲注8・549頁、小島武司=高桑昭『注釈と論点仲裁法』(青林書院、2007年)275頁〔高田裕成〕、中野=下村前掲注16・187頁、松本前掲注17・87頁、山本=小林=浜=白石編前掲注15・53頁〔鶴田〕など。
- (20) 国内仲裁と外国仲裁とを分ける基準をめぐる議論については、小島=猪股前掲注8・642-643頁、山本=山田前掲注12・375-377頁〔山本〕など。
- (21) 日本スポーツ仲裁機構仲裁規則6条。
- (22) CAS仲裁手続規則28条。
- (23) これは、スイス国際私法192条2項により、1958年外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約が、外国仲裁判断に対してだけでなく、当事者がスイス連邦裁判所に対する上訴を排除する旨の合意をしたスイスの国際仲裁判断にも適用できるとしていることに鑑み、ニューヨーク条約の下でスポーツ仲裁裁判所の行った仲裁判断を強制執行することができるようにするためのものであるとの指摘がある。Mclean, *supra* note 8 at 40, Beloff, Neltz and Haas, *supra* note 8 at 1083.
- (24) 仲裁判断を執行する手続は、かつては外国判決の場合と同様に執行判決制度によっていた。もともと、執行判決制度については、相手方が徹底的に争った場合に、多額の費用や時間がかかり、訴訟によらない簡易・迅速な紛争解決手段としての仲裁制度の存在意義に照らして問題があるとされ、仲裁法の制定に際して決定手続へと改められた。小島=高桑前掲注19・274-275頁〔高田〕、小島=猪股前掲注8・550頁、中野=下村前掲注16・187頁、松本前掲注17・87頁など。
- (25) 小島=猪股前掲注8・538頁。なお、従来は、国内仲裁判断は内国判決と同様にみて承認手続を必要としなかったとの指摘もある。座談会「新仲裁法の制定について」判タ1135号162頁〔中野俊一郎発言〕、三木浩一「仲裁法制定と理論的課題」法時77巻2号46

頁。

- (26) 仲裁判断の承認・執行拒絶事由は、仲裁判断取消事由（仲裁44条1項各号）とも共通する点があるため、取消手続に関しても同様のことがいえよう。
- (27) 小島＝高桑前掲注19・278頁〔高田〕、中野＝下村前掲注16・188頁。なお、旧法下の裁判例として、東京地判昭和42年10月20日下民集18巻9＝10号1033頁参照。
- (28) 小島＝高桑前掲注19・275頁〔高田〕、山本＝山田前掲注12・374頁〔山本〕。
- (29) 中野＝下村前掲注16・188頁、松本前掲注17・88頁など。
- (30) 裁判所は、承認・執行拒絶事由があると認める場合であっても、裁量によって執行決定をすることができる。近藤昌昭＝後藤健＝内堀弘達＝片岡智美＝前田洋『仲裁法コンメンタール』（商事法務、2003年）275頁、山本＝山田前掲注12・374頁〔山本〕。
- (31) 小島＝猪股前掲注8・644頁、山本＝山田前掲注12・385頁、中野＝下村前掲注16・190頁など。
- (32) 小島＝猪股前掲注8・538頁、中野＝下村前掲注16・190頁。
- (33) こうした条約の相互関係については、小島＝猪股前掲注8・646-651頁、山本＝山田前掲注12・386頁〔山本〕、中野＝下村前掲注16・190-192頁など。
- (34) 山本＝山田前掲注12・386頁〔山本〕、中野＝下村前掲注16・190頁。
- (35) 近藤＝後藤＝内堀＝片岡＝前田前掲注30・267頁参照。
- (36) 中野＝下村前掲注16・192頁、山本＝小林＝浜＝白石編前掲注15・53頁〔鶴田〕。
- (37) 小島＝猪股前掲注8・67頁。
- (38) 三木浩一＝山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』ジュリ2006-4増刊号68頁〔近藤昌昭発言〕など。
- (39) 小島＝猪股前掲注8・70頁。
- (40) 小島＝猪股前掲注8・72頁。
- (41) 小島＝猪股前掲注8・70頁参照。
- (42) この議論を紹介するものとして、小島＝猪股前掲注8・76頁など。
- (43) 小島武司＝高桑昭『注解仲裁法』（青林書院、1988年）57頁〔小島武司＝豊田博昭〕、小島＝猪股前掲注8・76頁。
- (44) 猪股孝史「仲裁合意の本旨そして仲裁可能性」JCA53巻7号7頁、小島武司＝清水宏

「仲裁可能性」小島武司=高桑昭編『注釈と論点仲裁法』(青林書院、2007年)60頁、小島=猪股前掲注8・77頁。

- (45) アメリカでは、1998年 Ted Stevens Amateur Sports Act によって、オリンピック等の代表選手の権限を有する「国内統括団体」として指定された各団体の義務として、紛争をアメリカ仲裁協会の仲裁に委ねることが定められている。道垣内前掲注11年報・34-36頁、同前掲注4・77頁など参照。また、アメリカにおけるスポーツ仲裁判断の執行が認められた事例を紹介したのとして、道垣内正人「スポーツ仲裁と裁判所」アメリカ法2003-1号90-93頁があり、スポーツ紛争における仲裁という法的メカニズムによる救済の意義が述べられている。
- (46) このような国として、他に、フランス、イギリス、ベルギー、イタリア、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランド、メキシコ、ギリシャ、カナダなどがある。齋藤前掲注8・51-52頁。
- (47) スポーツ基本法15条では、スポーツ紛争の迅速かつ適正な解決について必要な施策を講じるべきことを定めてはいるが、これだけでは法律上の争訟であるとするには若干弱いものと思われる。
- (48) 小川前掲注11・41頁、小川和茂「スポーツ仲裁」法時87号4号31頁、多田ほか編前掲注1・4-10頁など。なお、スポーツ仲裁になじむ事件について、演繹的ではなく帰納的に判断すべきとするものとして、辻口信良「スポーツ仲裁・調停になじむ紛争なじまない紛争」日本スポーツ法学会年報第15号71-72頁。
- (49) 小川前掲注48・32頁。なお、小川はその31頁において団体が法人化されていない場合には法律上の争訟に該当しないとする。しかしながら、理事等の対外代表者が選任されているような団体で、その選出方法や意思決定の方法についての規約が整備されている程度の、いわば「法人に近い」団体であれば、法律上の争訟性を肯定してよいものと解する。
- (50) 上柳前掲注10スポーツ法学会年報51頁。
- (51) 道垣内前掲注4・64-65頁、同前掲注11年報・8頁、同前掲注11仲裁・82-83頁、シンポジウム「討論要旨」日本スポーツ法学会年報第15号95-97頁〔道垣内正人発言〕など。なお、スポーツ仲裁の法律上の争訟性について疑問を呈するものとして、小島=猪股前

掲注8・70頁、山本=山田前掲注12・293頁〔山本〕など。

- (52) 最判昭和29年2月11日民集8巻2号419頁参照。
- (53) 道垣内前掲注11仲裁・82頁。すなわち、東京地判平成6年8月25日判時1533号84頁によれば、「…裁判所は、私人間の紛争のすべてにわたって審査機能を有するのではなく、特に、その紛争が法律上の争訟という得るものに限って司法審査を加えるのである…。…スポーツ競技における順位、優劣等の争いについても、それが、私人間の法律上の地位に直接影響を与えるものではない場合には、これが司法審査の対象となるものではないことは明らかである」と判示している。
- (54) スポーツ基本法では、前文および2条で、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを人々の権利としているが、これは、スポーツをするものに具体的な権利・義務を直接に定めたものではないとされている。伊東前掲注5・17-18頁。
- (55) この点に関して、「運動競技…においては、…誤った判定よりも遅延の方がさらに望ましくないため、今ただちに事を決する必要がある場合には、われわれは競技審判員の最後の言葉にすべてを委ねなければなりません。たとえ適用されるべきルールが明瞭であり、審判員がこれに違反したことが明らかであっても…、終局性の要請があるがゆえに、問題を裁判所に持ち込むことは許されるべきではないでしょう。」という示唆に富んだ指摘がある。M. ローゼンバーク（小島武司=大村雅彦訳）『民事司法の展望』（中央大学出版部、1989年）231頁以下参照。
- (56) シンポジウム前掲注51・95-96頁〔道垣内発言〕などからは、スポーツ仲裁こそが、スポーツ紛争を最も公正かつ迅速に解決できる手続であり、これを利用してもらうことによって、わが国のスポーツ界とその関係者にとってより良いスポーツ環境を提供できるとの思いが強く伝わるものである。
- (57) 法律上の争訟性ある事件を対象とする商事仲裁に対する理解や利用が諸外国に比べて低調であるわが国で、スポーツ仲裁の振興を図るためには、こうした説明もある意味方便として許されて良かったのかもしれない。
- (58) たとえば、東京地判昭和63年2月25日判時1273号3頁、東京地判平成18年1月30日判タ1239号267頁など。
- (59) 仮に損害賠償が認められても、競技者にとってそれがどれほどの救済になるか疑問で

ある。道垣内前掲注11仲裁・85頁。

- (60) 小川前掲注48・34頁。
- (61) スポーツ紛争について、一般的に法律上の争訟性を肯定する方向で議論を試みるものとして、多田ほか編前掲注1・129-130頁参照。
- (62) 「一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会においては、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならない」とする法理である。最判昭和53年3月15日民集31巻2号234頁参照。
- (63) 東京地判平成22年12月1日判タ1350号240頁では、競技団体の理事会決議の不当を理由として大会出場資格の確認を求めた請求の内、一部については法律上の争訟性を否定し、一部については肯定したものの部分社会の法理を援用して、結局司法審査が否定された。
- (64) 多田ほか編前掲注1・133頁〔椿原〕。なお、森浩寿「わが国におけるスポーツ仲裁・調停の課題」日本スポーツ法学会年報第15号78頁参照。
- (65) 多田ほか編前掲注1・133頁〔椿原〕。
- (66) 多田ほか編前掲注1・133-134頁参照〔椿原〕。
- (67) 道垣内前掲注4・77頁、同前掲注11・34-36頁参照。

—しみず ひろし・法学部教授—